

 水道ホットニュース	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	---

安全飲料水法：規制及び立法における主な課題について

－米国議会調査局報告から－

(その6)

9. 小規模システムの問題

多大な注意を受けている問題は、安全飲料水の規制を遵守するための小規模システムの財政、技術及び運営に係る能力に関するものである。全国の52,800市町村水道システムのうち、約84%(44,000)は給水人口が3,300人以下の小規模であり、市町村水道システムの57%(30,000)は給水人口が500人以下である。多くの小規模水道システムは、安全飲料水法のルールへの遵守、更に根本的には水道水質の確保に係る課題に直面している。主要な問題には、劣化したインフラ、資本の不足、限られた顧客と料金基盤、不十分な料金体系、経済的でない規模、限られた運営上及び技術上の能力が含まれる。これらの同様の特性から、州政府水道整備基金(DWSRF)プログラムは、規模の大きいシステムに比べると、小規模システムに対してはうまくいっていない。

初期の安全飲料水法の審議においては、大都市にとって対応可能な(affordable)技術に基づいた基準の設定は小規模システムに問題を課することとなり得ることを米国議会は認めていた。1996年改正に導くこととなる法律上の権限再付与の審議の間において、政策立案者は、どのようにして小規模システムが安全飲料水法の命令を遵守するための能力を改善することを手助けすればよいか、という問題に多大な注意を払っていた。1996年改正において、水道システムが安全飲料水法の規制に適合するために技術的、財政的及び運営的能力を育成・維持することを手助けするための戦略を各州が確立するという要求事項を含んだ、当該目的を達成することをねらいとした規定が追加された。また、米国議会は、小規模システムを考慮して、基準設定(standard-setting)、例外的許可(variances)及び適用除外(exemption)に関する規定を改正した。

9-1 適用除外

法の適用除外規定は、一定のケースにおいて規制遵守の柔軟性を与えることを意図している。もし、一定のやむにやまれない要因(費用を含む。)によって、水道システムが定められた期間で法令に従うことができない場合は、州又は環境保護庁は基準の一時的な適用除外(temporary exemption)を与えることができる。例えば、全ての水道システムは、公布の日から5年後にはヒ素に係る新たな基準を遵守することが要求される。適用除外規定により、条件に合致するシステムに対しては3年間の猶予が与えられることとなる。小規模システム(給水人口が3,300人以下)は、最大3回にわたり2年間の延長、合計で9年間(法令遵守を達成するまでに、合計で最大14年)の適用除外期間が認められる。

(訳注) 公布の日から5年+3年+2年×3回=14年

2001年1月に公布されたヒ素規則の前文において、適用除外規定は当該規則及びその他の安全飲料水法規則を遵守するために財政的支援を必要とする水道システムに州が対処することを手助けするための重要な手段となるであろうと、環境保護庁は注記している。

しかし、法律は、適用除外を認めるためには、公聴会を開催し、猶予の延長が「健康に不当なリスク」を生じないであろうという答申を得ることを州に要求している。州に対する行政上の責務から、法の適用除外の権限はまれにしか行使されていない。約13の州がヒ素規則の適用除外手続きを行使するであろうことを示唆しているが、多くの州はこの選択肢を用いていないと思われる。

9-2 小規模システムの例外的許可及び対応可能性

適用除外とは対照的に、例外的許可 (variances) は小規模システムに対して規制遵守の柔軟性がより永続的な形式を提示している。1996年以降、安全飲料水法は、規制を公布するときは、基準に適合するとともに給水人口が10,000人以下の水道システムに対応可能な (affordable) 技術であることを明らかにするよう、環境保護庁に求めている。もし、環境保護庁が対応可能な「基準遵守 (compliance)」技術を明らかにしなければ、環境保護庁は小規模システムの「例外的許可 (variance)」技術を明らかにしなければならない。例外的許可技術は基準に適合する必要はないが、公衆の健康を保護しなければならない。もし、給水人口が3,300人以下のシステムが (浄水処理や代替水源等を通じて) 規則を遵守するための対応をとることができなければ、そして、当該システムが例外的許可技術を設置するならば、州はシステムに対して例外的許可を与えることができる。また、環境保護庁の承認をもって、給水人口が3,300人から10,000人の水道システムに対して例外的許可をあたえることができる。(微生物汚染に対処するための規制は、例外的許可の対象とはならない。)

1998年、環境保護庁は、規制が小規模システムに対して対応可能であると見做せるかどうか、また、小規模システムの例外的許可が適用可能かどうか、を決定するためのガイドラインを設定する「対応可能性クライテリア (affordability criteria)」を公布した。当該クライテリアに基づき、環境保護庁は、基準遵守のためのコストが、小規模システムの3つのカテゴリーにおいて年間世帯収入の中央値の2.5%を上回って水道の総コストを上昇させるかどうか、を決定することによって、規制の対応可能性を評価することとしている。この手法を用いて、環境保護庁は、対応可能な基準遵守技術 (affordable compliance technologies) は全ての水道水規制に対して用いることができるとしている。その結果として、環境保護庁は、如何なる小規模システムの例外的許可技術も明らかにしておらず、また、こうして、どのような小規模システムの例外的許可も用いられていない。

最近のいくつかの規制 (改正ヒ素・ラジウム規則、第2次消毒剤及び消毒副生成物規則のような) は、特に農村地域の市町村において、小規模システムが安全飲料水法の規制を遵守することを手助けするために米国議会が用意した手段を環境保護庁が用いていないという懸念を高めている。

9-3 対応可能性クライテリアのレビュー

改正ヒ素基準及び小規模市町村に対するその潜在的なコストを巡る議論に促されて、2002会計年度環境保護庁歳出予算の協議会報告 (the conference report) は、対応可能性クライテリア及び小規模システムの例外的許可プログラムがヒ素規則に対してどのように適用されるべきかをレビューすることを環境保護庁に命じた。環境保護庁はレビューを開始するとともに、米国水道水諮問委員会 (NDWAC : the national Drinking Water Advisory Council) 及び科学諮問委員会 (SAB : Science Advisory Board) のアドバイスを求めた。

対応可能性作業グループからの勧告を検討したのち、2003年、米国水道水諮問委員会は環境保護庁に報告を行った。米国水道水諮問委員会の作業グループメンバーである米国地方水道協会 (the National Rural Water Association) は意見を異にし、米国議会によって法的権限を与えられたものと

しての例外的許可を小規模市町村に用いることができる、安全で対応可能な例外的許可の手法を採用するよう環境保護庁に求める別の報告書を出した。科学諮問委員会（SAB）は、環境保護庁の基本的な手法は平等性、効率性及び行政的実行性を基準とすると妥当であると結論付けたが、クライテリアを改善するための方法を勧告した。科学諮問委員会は、いくつかの小規模水道システムが国の対応可能性基準を超えてはいないものの紛れもなくコストに対して苦闘していることが明白であることを注記するとともに、2.5%ルールは高すぎることを示唆し、対応可能性の基準を環境保護庁が引き下げることを示唆した。また、科学諮問委員会は、どのような時に例外的許可が与えられるべきか、について明確なガイドラインを示すことを環境保護庁に対して推奨し、所得の中央値ではなく、不利な立場の世帯に対する影響をより把握するための手法を環境保護庁が検討するよう勧告した。

2006年3月、環境保護庁は、基準遵守技術（compliance technology）が小規模システムに対して対応不可能（unaffordable）かどうか判断するための対応可能性クライテリア（affordability criteria）の改正に向けて3つの選択肢を提案した。現在、環境保護庁は、浄水処理技術コストが年間の水道代の中央値が約1,000ドルを超える原因とならなければ、平均的な世帯に対して対応可能であると仮定している。この手法に基づき、環境保護庁は、対応可能な技術（affordable technologies）は全ての基準に用いることができると判断している。提案された3つの選択肢は、0.25%、0.50%及び0.75%と、現在のレベルをかなり下回っている。また、環境保護庁が国レベルで厳格に対応可能性を評価すべきか否か、まずは国レベル次に郡（county）レベルでの対応可能性評価を含む2段階のプロセスを用いるべきか否かについて、環境保護庁はコメントを求めた。郡レベルの分析は、基準が国レベルで対応可能であることが見出された時にのみ実施されることとなる。改正されたクライテリアは、さらに、例外的許可技術が公衆の健康を保護するものであることを如何にして保証するか、という問題—例外的許可の使用を歴史的に妨げてきた問題—に取り組むものである。

環境保護庁は、改正案についてのコメントを評価中であり、改正されたクライテリアは最近の第2次消毒剤及び消毒副生成物規則や今後の規則に対してのみ適用する意向であることを注記している。水道システムが基準を遵守することが対応不可能である時、州は、ケースバイケースで小規模システムの例外的許可を与えるためにクライテリアを使用することができる。重要な問題は、例外的許可が水道システムに対して低所得地域に良質でない水を供給することを認め、そして、これが州、地域及び消費者に対して問題を引き起こす可能性があることである。

9-4 小規模システムに関する法案

第110回議会においては、小規模水道システムがヒ素基準やその他の水道水規制を遵守することを手助けするために、様々な法案が提出された。立法は、資金援助及び基準遵守の柔軟性を通じて、小規模システムの基準遵守を促すことに焦点が当てられている。上院環境・公共事業委員会は、小規模公共水道システム補助プログラムの設立を環境保護庁に命じることとする「小規模市町村水道資金調達法（the Small Community Drinking Water Funding Act, S.1933）」を報告審議した。

（訳注）小規模水道システムに関する法案としては、上述の法案以外に、「S.3617」、「S.199」、「H.R.2141」、「S.2509」、「S.1429」が紹介されているが、ここでは省略した。関心のある方は、英文本文を参照されたい。

（文責）センター常務理事兼技監 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。